

共済組合に加入された組合員へ

公立学校共済組合とは

地方公務員法第43条は、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」と規定し、これに基づいて地方公務員等共済組合法が制定されています。

共済組合制度は、公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした事業を行っています。社会保障制度、社会保険制度の一環であるといえます。

本部・和歌山支部の所在地

本部は、東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5号に置かれ、支部は全国の47都道府県の教育委員会に設置されています。

和歌山支部は、和歌山県教育庁給与福利課内（南別館6階）に設置されています。

組合員の加入状況（平成28年2月29日現在）

区分	組合員		計	被扶養者	合計
	男	女			
一般組合員	4,962人	5,717人	10,679人	8,556人	19,235人
任意継続組合員	194人	194人	388人	255人	643人
計	5,156人	5,911人	11,067人	8,811人	19,878人

共済組合の財源

組合員の皆様の給料や期末手当から控除される掛金（短期・介護・長期）と事業主（地方公共団体等）からの負担金です。

掛金の算定方法

給料月額と実際に支給された諸手当（*）を合算した額が掛金の基礎額になります。

諸手当＝扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当等

●例 標準報酬月額 給料月額 200,000円 諸手当25,000円 計245,000円

標準報酬等級表

対象となる報酬月額の範囲 230,000以上 250,000未満 標準報酬月額 240,000円

短期掛金 43.10 福祉掛金 1.41 計44.51（千分率）

長期掛金 86.39 退職等年金 7.5 計87.14（千分率）

介護掛金 5.42（40歳以上65歳以上の組合員）

*短期掛金（福祉含む） $240,000 \times 0.04451 = 10,682$ 円 [円未満切り捨て]

*長期掛金 $240,000 \times 0.08639 = 20,733$ 円

（退職等年金） $240,000 \times 0.0075 = 1,800$ 円

計 33,215円

●期末手当17.49（千分率）です。

事業概要

共済組合の行う事業は、短期給付事業、長期給付事業及び保健事業に区分されます。

短期給付事業は、[短期給付事業一覧表]（P8-9）を参照してください。

保健事業は、[平成28年度 保健事業一覧表]（別冊保存版）を参照してください。

再任用(フルタイム勤務)の組合員へ

再任用(フルタイム勤務)の方は、引続き公立学校共済組合に加入となり、短期掛金・長期厚年掛金・介護掛金・長期退年掛金を納付します。

組合員証・組合員被扶養者証(保険証)

組合員証・被組合員扶養者証は引続き使用しますので、手続は不要です。

老齢厚生年金(特別支給)の請求手続

- **在職中に年金受給権が発生した場合**
誕生月※に所属所あて年金の決定請求書を送付します。
なお、年金受給権発生月から退職までの期間については、退職時に改定請求書類を提出することにより再計算し改定されます。改定請求書は、退職時に所属所あて送付します。
また、3階部分の経過的職域加算部分については共済組合に加入中は支給停止ですが、厚生年金部分については賃金等と調整され一部支給される場合もあります。
- **退職後に年金受給権が発生した場合**
年金受給権発生前に退職した場合は、最後に加入した実施機関(公立学校共済組合・日本年金機構等)から年金受給権発生月の2～3ヵ月ほど前に請求書が届きますので、手続をお願いします。

※請求書類等は本部から送付されるものを発送しますので、発送時期が遅れる可能性があります。

年金払い退職給付※の請求手続

- **在職中に受給権が発生した場合**
年金払い退職給付は65歳から受給できますが、在職中は支給停止となります。
退職時に65歳に到達している方については、老齢厚生年金の改定請求書類と併せて所属所あて請求書を送付します。
- **退職後に受給権が発生した場合**
65歳になる誕生月の数ヵ月前に公立学校共済組合本部から請求書を送付します。

※年金払い退職給付は半分は有期退職年金、もう半分が終身退職年金です。有期退職年金は20年・10年・一時金のいずれかの選択になりますが、一時金を選択されますと退職金と同様の扱いになりますので、退職金の源泉徴収票を保管し、一時金を受給した翌年に確定申告を行う必要があります。

年金と雇用保険の調整

- **高年齢雇用継続給付を受給されている場合**
年金受給権者が高年齢雇用継続給付を受給される場合、在職中の支給停止に加えて年金が調整され、一部または全額支給停止になります。高年齢雇用継続給付を受給している場合は、老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届(老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届※)を公立学校共済組合等に提出してください。
- **退職後失業給付を受給する場合**
65歳未満の方が年金受給権が発生してから退職する場合は、失業給付と年金のいずれかを選択し受給します。失業給付を選択する際には、老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届(老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届※)を公立学校共済組合等に提出してください。

※老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届は、本部ホームページに掲載されています。

広報関係

- 共済フォーラム(本部) 年4回(6月・9月・12月・3月)
- 共済わかやま(支部) 年3回(4月・7月・1月)
- 公立学校共済組合本部ホームページ <http://www.kouritu.go.jp/>
- 公立学校共済組合和歌山支部ホームページ <http://www.kouritu-wakayama.jp/>
- 共済タイムリー(共済事務担当者の方に送付) 年3回(6月・10月・3月)